

岩手県告示第177号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

令和5年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

種 類	路線名	区 間
県道	大船渡綾里三陸線	大船渡市猪川町字前田3番15地先から赤崎町字佐野56番1地先まで
県道	基石海岸線	大船渡市末崎町字門之浜20番2地先から字中森124番1地先まで

2 指定する期日

令和5年4月1日